

第 35 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 27 日

士別市農業委員会

第 35 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 4 月 27 日（火曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 30 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農用地利用集積計画の取消について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（22 名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 保 科 隆 志 君 | 2 番 | 山 下 篤 君 |
| 3 番 | 丹 敬 生 君 | 4 番 | 湯 浅 悦 子 君 |
| 6 番 | 濁 川 強 君 | 7 番 | 柳 眞由美 君 |
| 8 番 | 中 山 義 隆 君 | 9 番 | 寺 崎 徳 仁 君 |
| 10 番 | 遠 藤 英 俊 君 | 11 番 | 工 藤 修 一 君 |
| 12 番 | 松 浦 秀 行 君 | 13 番 | 鈴 木 庄一郎 君 |
| 14 番 | 小野寺 悦 子 君 | 17 番 | 佐久間 弘 美 君 |
| 19 番 | 松 井 薫 君 | 21 番 | 菊 地 義 昌 君 |
| 22 番 | 上 野 浩 二 君 | 23 番 | 栗 本 勝 君 |
| 24 番 | 村 上 幸 博 君 | 25 番 | 五十嵐 浩 幸 君 |
| 26 番 | 岡 崎 京 子 君 | 27 番 | 飛 世 薫 君 |

出席説明員（5 名）

- | | |
|------|-----------|
| 事務局長 | 林 秀 忠 君 |
| 主 査 | 小 林 泉 君 |
| 主 査 | 藤 森 拓 也 君 |

主 事 古 閑 俊 祐 君
事 務 員 佐々木 滯 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（飛世 薫君）

第35回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は22名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、17番 佐久間弘美委員、19番 松井薫委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「大崎委員」「植松委員」「新田委員」「沼館委員」「森野委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

●●●● 外1件の新規認定、5件の変更認定、4件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、465件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号3番について松井委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務員（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人 ●●●●、借人 ●●●●外2件により、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第3、報告第3号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、報告第5号 農用地利用集積計画の取り消しについて、

事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農用地利用集積計画の取り消しについて、報告いたします。

番号1番 令和2年12月21日の総会において、集積計画の決定をいたしました、渡し人、●●●●、受け人、●●●●、所在、多寄町30線西、地番●●●●、地目、田、面積11,669㎡ につきまして、受け手を●●●●の共同経営者である●●●●に変更するため取り消す。

番号2番 令和2年12月21日の総会において、集積計画の決定をいたしました、渡し人、●●●●、受け人、●●●●、所在、多寄町30線東、地番●●●●、地目、田、面積12,496㎡ につきまして、受け手を●●●●の共同経営者である●●●●に変更するため取り消す。

番号3番 令和3年3月26日の総会において、集積計画の決定をいたしました、渡し人、●●●●、受け人、●●●●、所在、多寄町39線東、地番●●●●外1筆、地目、畑、面積 24,796㎡ につきまして、受け手を●●●●の共同経営者である●●●●に変更するため取り消す。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第6、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、武徳町44線東、地番●●●●の内 外1筆、地目、畑、転用面積1,041㎡、格納庫建設のための転用であり、格納庫 1棟 155.52㎡、ほか合わせまして、合計1,392.58㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号2番、転用者、●●●●、所在、多寄町39線西、地番●●●● 外1筆、地目、畑、転用面積927㎡、格納庫建設のための転用であり、格納庫 1棟 291.60㎡、ほか合わせまして、合計1,432.37㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、東1条14丁目、地番●●●●、地目、畑、転用面積422㎡、一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 83.63㎡、ほか合わせまして、合計422㎡の計画となっています。

転用理由については、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが手狭なため、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、下士別町42線西、地番●●●●、地目、田、転用面積1,500㎡、倉庫等建設のための転用であり、倉庫1棟194.4㎡、ほか合わせまして、合計1,500㎡の計画となっています。

転用理由については、現経営の合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号3番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町32線西、地番●●●●、地目、畑、転用面積968㎡、格納庫等建設のための転用であり、格納庫1棟194.4㎡、ほか合わせまして、合計968㎡の計画となっています。

転用理由については、現経営の合理化を図るため、作業効率及び立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（飛世 薫君） 次に、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積45,418㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑、面積160,490㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(45線東)、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積79,033㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(42・43東)、地番、●●●●外20筆、地目、田・用悪水路、面積114,496㎡、対価、反当り、田●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑、面積183,186㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●、地目、田、面積11,669㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33線東)、地番、●●●●、地目、田、面積12,496㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積24,796㎡、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36線東)、地番、●●●●外

9 筆、地目、畑、面積 43,693 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、田、面積 578 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、東山町、地番、●●●●、地目、田、面積 23,096 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 41,177.99 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●、地目、田、面積 7,710 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 3585 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●、地目、田、面積 8,238 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 16 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 3,555 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 17 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 10,000 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(29 線南)、地番、●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 92,956 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37 線西)、地番、●●●●外 12 筆、地目、田・畑、面積 119,867 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 20 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 41,682 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 27 筆、地目、田・畑、面積 127,545.3 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、21 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定

する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 4 番について松井委員、番号 21 番について上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 35 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 30 分 閉会）